

第12節 行方不明者等の搜索及び遺体収容・火葬

第1項 行方不明者等の搜索及び遺体収容・火葬	<input type="checkbox"/> 消防班 <input type="checkbox"/> 環境水道班 <input type="checkbox"/> 福祉班 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 第七管区海上保安本部
第2項 災害救助法に基づく措置	<input type="checkbox"/> 福祉班

【基本方針】

災害による行方不明者、死亡者の遺体を判明しないまま放置することは、基本的人権や人道上からも許されないことである。また、発災後の混乱期に人心の安定を図るうえからも搜索及び収容等を早急に実施する必要があるため、市は関係機関、団体と緊密な連絡をとり迅速に行方不明者等の搜索及び遺体収容または火葬を実施する。

第1項 行方不明者等の搜索及び遺体収容・火葬

地震・津波災害時の行方不明者等の搜索や収容活動等は、一般災害対策：第Ⅲ編第2章第17節「行方不明者等の搜索及び遺体収容・火葬計画」に準ずる。

第2項 災害救助法に基づく措置

地震・津波災害時の災害救助法に基づく措置は、一般災害対策：第Ⅲ編第2章第17節「行方不明者等の搜索及び遺体収容・火葬計画」に準ずる。